



島根県報

平成20年8月1日(金)

号外第99号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

規 則

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(人 事 課)

公布された条例等のあらまし

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則(規則第61号)

1 規則の概要

通勤手当の支給を受ける職員が旅行する場合における旅費の調整の基準は、旅行及び通勤の経路及び方法を勘案して、知事が別に定めるものとする(第9条関係)

2 施行期日

平成20年9月1日から施行することとした。

規 則

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年8月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第61号

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の旅費に関する条例施行規則(昭和27年島根県規則第61号)の一部を次のように改正する。

第9条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項に規定するもののほか、通勤手当の支給を受ける職員が旅行する場合における条例第30条第1項の規定に基づく旅費の調整の基準は、旅行及び通勤の経路及び方法を勘案して、知事が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の職員の旅費に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

